

令和6年度広島県農業関係施策検討会議議事概要

I 日 時 令和6年7月30日(火) 9:30~12:00

II 場 所 広島県庁東館 602 会議室 (広島市中区基町 10 番 52 号)

III 出席委員 細野委員(議長)、大井委員、大内委員、篠原委員、西原委員、宮地委員

IV 議 題

1 日本型直接支払制度について

- (1) 日本型直接支払制度
- (2) 中山間地域等直接支払交付金
- (3) 多面的機能支払交付金
- (4) 環境保全型農業直接支払交付金

2 消費・安全対策交付金について

- (1) 消費・安全対策交付金の概要
- (2) 家畜衛生の推進
- (3) 農薬の適正使用等の総合的な推進、重要病害虫の特別防除等
- (4) 海洋生物毒等の監視の推進、養殖衛生管理体制の整備

3 強い農業づくり総合支援交付金について

- (1) 強い農業づくり総合支援交付金の概要
- (2) 事業実施一覧
- (3) 取組概要

4 産地生産基盤パワーアップ事業について

- (1) 産地生産基盤パワーアップ事業の概要
- (2) 事業実施一覧

V 担当部署 広島県農林水産局農業経営発展課

電話 (082) 513-3591

VI 会議内容

1 日本型直接支払制度について

(1) 日本型直接支払制度

日本型直接支払制度は地域での共同活動、農業生産活動の継続、環境保全に効果の高い営農の支援を目的としており、多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支援の3つの交付金により構成されている。それぞれ、取組の内容や農地の地形毎に交付単価が決まっており、事業に取り組む農用地の面積に従い、交付される金額が決定される。

広島県では、生産性の高い持続可能な農林水産業の確立に向けて2025広島県農林水産業アクションプログラムを策定しており、日本型直接支払制度は中山間地域農業の活性化として位置づけられている。本制度を活用した具体的行動計画としては、地域ぐるみによる農地や農業用水路の保全・管理の取組や、作業負担の軽減と効率的な保全管理の支援、また、活動範囲の広域化を促進していくこととしている。

(2) 中山間地域等直接支払交付金

本交付金を令和5年度に実施した市町は、県内23市町のうち18市町。

令和5年度の交付金全体の実施状況としては、昨年度と比較して協定数および協定面積は増加している一方、交付金額は減少した。これは、国の予算を全国的な所要額が上回り、加算部分について交付額の減額調整が行われたため。

集落協定での交付金の使用状況について、個人配分の割合は年々増加傾向にあり、令和5年度には共同活動取組費をわずかに上回る結果になった。

農業生産活動等を継続するための活動は全ての協定が実施し、この活動のみを行う場合は交付単価の8割までの交付を受けることができる。実施内容は、鳥獣害防止対策を実施している協定が最も多くなっており、水路農道等の管理はほとんど全ての協定で行われている。鳥獣害被害防止にも効果のある周辺林地の下草刈を行っている協定も多い。

農業生産活動等を継続するための活動に加えて令和6年度までに集落戦略を作成すると、交付単価の10割の交付を受けることができるようになる。作成状況については、約1/4の協定が市町へ要件を満たす集落戦略を提出済みとなっている。昨年度は約1割だったことから、少しずつではあるが着実に実施されている。

集落戦略の内容としては、現状、担い手の確保ができており耕作を継続するという協定に次いで、鳥獣被害が深刻であり、耕作意欲が減退していると回答した協定が多くな

っている。対応の方向性についても、鳥獣害被害防止対策の実施を上げる協定が多く、基礎的な活動の内容でも、鳥獣害対策を実施している協定が多かったことから、鳥獣害に頭を悩ませている協定が多いことが伺われる。

加算の取組について。本交付金では、5つの加算措置が設定されており、広島県では生産性向上加算が最も多く実施されており、県内ではスマート農業を推進し、省力化を目指す協定が多くなっている。

個別協定は地域で協定を結べない場合に認定農業者等が個別に結ぶ協定で、広島県では、認定農業者が最も多くなっている。

直近5年間の取組の推移について、協定数、協定面積ともに対策期間の変わり目である令和元年度から令和2年度にかけて、一度大きく減少した後、第5期対策に入っては、少しずつ増加している傾向にある。

また、交付単価別内訳として、令和5年度は体制整備単価の協定が増加している一方、基礎単価の協定は減少している。これは、令和5年度から地域計画を作成すれば、集落戦略を作成したとみなすことができるようになったことが理由だと思われる。地域計画も集落戦略と同様に地域の将来像を話し合うものだが、地域計画は市町がまとめ役となって作成するため、地域の方だけで作成するより要件を満たしやすくなっている。

最後に公益的な機能の維持・発揮について、農業の洪水防止、水源かん養、保健休養等機能評価額は食糧生産以外にも農地が持つ多面的機能を貨幣価値に換算して評価したもの。当県では中山間地域等直接支払交付金と多面的機能支払交付金を実施している農地は25,975haあり、評価額に直すと約715億円である。2つの交付金の交付額の合計は約38億円であり、約19倍の評価額の農地の維持に寄与している。

(3) 多面的機能支払交付金

多面的機能支払交付金は、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動を支援する制度。多面的機能とは、水源涵養機能や景観形成など、食料生産以外の面で農業農村が有する機能のこと。この多面的機能は、農家を始めとする地域の方々が、法面の草刈りや水路の泥上げなど農地を維持するために実施する共同活動によって維持されている。しかし、近年の高齢化や担い手不足の影響で、こういった活動が困難になってきており、少しでも負担を軽減しようということで制定されたのが本制度である。

多面的機能支払は大きく分けて2つの支払から構成されており、一つは農地維持支払(法面の草刈りや水路の泥上げなど農地を保全するための基礎的な活動)、もう一つは資

源向上支払。資源向上支払は更に二つに分かれており、水路や農道の軽微な補修を行う共同活動、老朽化した施設を補修・更新する長寿命化のための活動からなる。

多面的機能支払は、地域の共同活動に係る支援を行うことにより①地域資源の適切な保全管理を維持すること、農業農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されること②担い手農家への農地集積という構造改革を後押しすることを目的としている。活動組織は農業者だけで結成される場合もあれば、農業者と非農業者が一体となって結成している組織もある。

広島県の基本方針について、本県では、過疎化・高齢化・混住化等に伴う集落機能の低下により、農地・農業用水等の資源の保全管理が困難となっている状況や農村の多面的機能への県民の要請を踏まえ、「2025 広島県農林水産業アクションプログラム」において、地域ぐるみの農地や農業水路などを保全管理していく取組に対して、引き続き日本型直接支払制度を活用しながら支援することとしている。農業農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるようにするとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しするため、国・県・市町・推進組織・関係団体と相互に連携を図り、本県における取組を広く推進していく。

広島県内の取り組み状況について、県内には 23 の市町があり、うち 20 市町が農振農用地を有しており、本制度に取り組んでいるのは 17 市町となっている。令和 5 年度末時点の農振農用地面積は 52,898ha で、多面的機能支払に取り組んでいる面積は 18,870ha となっており、カバー率は 35.7%。

取組状況の推移について。平成 19 年度から令和 5 年度までの取り組み面積の推移は年々、増加しているが、平成 30 年から令和元年にかけては 700ha ほど減少している。理由としては、多面的は 5 年間を活動期間とするため 5 年毎に区切りを設けており、平成 30 年度は 5 年目で最終年度を迎える組織が多かったため、令和元年度で活動を断念した組織もあり面積が減少した。農地維持支払、資源向上支払（共同）の平成 24 年度から令和 5 年度までの対象面積の推移について、施設の長寿命化は、令和 4 年度から令和 5 年度にかけて減少しているが、全国的に予算が不足しているために要望した全組織へ配分することができなかったことによる。

令和 5 年度は 761 組織で活動が実施された。前年度に比べて 6 組織減っているが、広域化した組織もあるので一概に減少したという訳ではない。取組面積は 18,934ha で、前年度から 64ha 減少している。理由として、活動組織の高齢化による農業者の減少があげられる。

令和5年度活動内容は、それぞれの支払でどのような活動がどのくらいの数の組織で実施されたかということを示している。令和5年度に活動組織の行った活動の状況は、毎年市町が、現地調査や書類確認という方法で確認している。取組推進に関する課題や今後の取組方法等について、県としては活動組織の広域化や担い手による農地集積を重点的にやっていくこととしている。

北広島町の大朝広域協定運営委員会の事例は、平成30年度から広域化し、1つの組織として、活動している。土地改良区を主体とした広域協定運営委員会を設立し、広域化のメリットの1つでもある事務負担の軽減、人手不足の解消の観点により、本制度の趣旨に沿った有意義な活動をしている。

(4) 環境保全型農業直接支払交付金

事業内容のうち変更が2点ある。

1点目は、交付対象者の要件。「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートに記載の取組を実施していること」が変更部分となっている。「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート」は、昨年度まで要件となっていた「みどりのチェックシート」に代わるもので、農林水産省のすべての補助事業等において、最低限行うべき環境負荷低減の取組を要件化するもので、現在は試行期間であり、令和9年度を目標に本格実施するとされている。

具体的には、適正な施肥や、エネルギーの節減、生物多様性への悪影響の防止など7つの取組について実施状況をチェックするものとなっている。

2点目は、対象取組及び単価。

堆肥の施用においては、国が規定する施用量未満であっても、県の栽培基準に応じた量であれば、県が独自に設定できる、という規定があり、これに基づいて県独自の設定をしてほしい旨、現場から要望があったことから、今年度から県独自の設定を追加している。その内容は、麦・大豆の栽培で、国が規定する施用量、「10アール当たりおおむね1.5トン以上」よりも少ない「1トン以上」を対象にしている。

単価については、国が規定する全国共通取組の4,400円に対して、県独自設定は2,800円となっている。

令和5年度の実績について、全体の取組面積は、711.61haで、令和4年度実績と比較して約19ha増加している。

取組面積が最も大きいのは、堆肥の施用で、563.4haとなっており、全体面積の約8割を占めている。また、取組者は66者となっており、その内訳は、任意組織が38団体で約

6割、農事組合法人など複数戸で構成する法人が21者で約3割、株式会社や有限会社が7社で約1割となっている。交付額は、40,431,440円となっており、令和4年度と比較して約210万円増加している。

市町別の実績について、県内13市町で取組がされており、取組面積が大きい市町は、庄原市、次いで、三原市、次いで世羅町となっており、この3市町で、全体の約7割を占めている。

令和6年度の計画について、全体の取組面積は、865.44haで、昨年度実績と比較して、約154ha増加している。取組別の増加面積は、堆肥の施用の増加が大きくなっている。また、交付見込み額については、48,043,760円で、昨年度実績に比べて約760万円の増加となっている。

最終評価報告について、この事業は、平成27年度から令和元年度までの5年間の第1期、令和2年度から令和6年度までの5年間の第2期としており、今年度は第2期の最終年にあたることから、最終評価を行うこととなっている。国指定の報告様式に従ってとりまとめたので、ご意見をいただきたい。

「地球温暖化防止効果」について、この事業のすべての取組において、国の中間年評価で、地球温暖化防止効果が評価されており、本県における取組面積は、令和2年度の561haから令和4年度には692haに増加していることから、温暖化防止に寄与していると考えている。

次に、「生物多様性保全効果」については、有機農業が国の中間年評価において、生物多様性保全効果が評価されており、本県における有機農業の取組面積は、令和2年度の86haから令和4年度には100haに増加しており、生物多様性保全に寄与していると考えている。

また、「その他の効果」については、情報発信と消費者交流を実施した効果としまして、有機農業やあいがも農法など、環境保全型農業への関心や理解が高まり、これら農産物の需要が喚起されていると考えている。

「IV事業の評価及び今後の方針」の「事業の評価」については、本県における取組面積は令和2年度から4年度では131ha増加しており、率にして約23%、令和2年度から5年度では150ha、率にして約27%の増加となっており、着実に推進されていると受け止めている。

面積増加の主な要因は、有機農業の交付単価の引き上げ、比較的取り組み易い堆肥施用の取組が増加したことによると考えている。

「今後の方針」について、本県のアクションプログラムにおける「安全・安心な農林水産物の提供体制の確保」の実現に向け、引き続き施策を進めていく。特に、県内主要品目の生産に取り組む産地や担い手を対象に、生産性と収益性の確保を基本としながら、環境にやさしい農業の拡大を図るとともに、消費者が安心して選択できる安全な農産物の信頼性を確保するための施策を推進していく。

また、地球温暖化防止や生物多様性保全効果の高い営農活動を推進するため、当該事業に取り組んでいる担い手等が、みどりの食料システム法に基づくみどり認定や、「安心！広島ブランド」特別栽培農産物認証を取得できるよう支援していく。さらに、環境にやさしい栽培方法により生産された農産物について、量販店への販路拡大や、学校給食への提供等、消費拡大を地産地消や食育の取組と連携して支援していく。

質 疑

委 員 中山間直接支払交付金について、国の予算が不足した理由、認定農業者、農業の洪水防止、水源かん養、保健休養等機能評価額に関する詳細な説明をお願いします。

事務局 国の予算について。国は、令和5年度は第5期対策期間の4年目であることから、協定面積はあまり増加しないと考えており、加算についても目標を達成し、前倒しで交付を終了することができるため、所要額の増加は多くないと予測していた。しかし、予測よりも多くの方に本交付金に取り組んでいただき、全国的な所要額を国の確保していた予算が下回った結果、加算部分の単価を減額して調整することとなった。認定農業者は農業経営基盤強化促進法で位置付けられており、今後5年間の農業計画を作成し、計画が所得等で一定の水準を満たす意欲があると市町村が認定した農業者のことで、国や県が支援することとなっている。

委 員 農業生産法人とは別か。

事務局 農業生産法人も水準を満たした計画を策定すれば認定農業者になれる。

事務局 農業の洪水防止、水源かん養、保健休養等機能評価額は、洪水防止や景観を整えることで見る者の心を和ませる等の農地の持つ多面的機能を評価したもの。農地があることで防がれる災害の被害額などを基にしている。県内の農地については、平成14年に県農林水産部が43,600haに対し、1,200億円/年と推計している。これから、令和5年度の中山間地域等直接支払交付金と多面的機能支払交付金の合計取組面積25,975haを換算すると715億円/年となる。2つの交付金の合計交付額は約38億円であったため、約19倍の価値があると評価されている農地の維持に本制度が寄与し

ているといえる。

委員 43,600ha のうちの 25,975ha の農地の維持に対する交付額という意味か。

事務局 そのとおり。生産性の高い農地を維持するための制度であり、38 億円の交付によってそれ以上の洪水防止機能等の評価額持つ農地を維持できているということ。

委員 鳥獣害防止が課題として多く挙げられている一方で、共同取組活動費の中の鳥獣被害防止対策費は 1 億 4 千万円とあまり割合が高くないのはどうしてか。また、使途のうち積立金の割合が最も多くなっていることに対する見解を聞かせてほしい。

事務局 積立については、自動草刈り機など高額な農業機械を購入するといった目的の協定が多く、無為に繰り越しているわけではない。1 年分の交付額では不足するものを購入する場合等に数年かけて積立している。

鳥獣被害防止対策費については、鳥獣害防止策を設置するなど直接的な対策であれば鳥獣被害防止対策費として計上されているが、農地の維持管理を行うことで鳥獣の生息域と耕作を行っている農地のバッファゾーンを作ることに繋がる場合等の間接的な対策については、他の費目で計上される。鳥獣被害防止対策費だけでなく全体的な費目を使用して対策されていると考える。

委員 スマート鳥獣害対策にもこの交付金は使用できるのか。

事務局 個人の利益になるような使い方は禁止されているが、協定で合意形成をしたうえで、地域で共同して対策に当たる場合であれば、特に使い道について制限はない。現状は、本交付金は機械の導入よりも柵の補修などに使用される場合が多い。

委員 中山間地域での一番の課題は鳥獣被害であり、対策のために本交付金を上手く使えばよいと思う。

事務局 この交付金以外にも鳥獣害対策の国・県の補助事業があり、今年は 4 億円規模で実施している。地域で中山間直接支払と上手く使い分けながら活用していきたい。

委員 どういった補助事業が使えるか現場が把握していないと難しいのでは。補助金のコーディネートは主にどこが行うのか。

事務局 他の補助金も含め、使い分けについては我々の課題だと考えている。コーディネートは市町職員や県の普及指導員、農協の方などの現場に近い方が有志で声をかけて行っているのが現状。

委員 林野庁も力を入れて鳥獣害対策を行っているが、そちらとの使い分けや連携はどのようにしているのか。

事務局 林野以外にも、水産や環境分野でも鳥獣害対策関係を行っており、連絡会議を実施

し、連携して一体的に取り組むようにしている。

委員 農業や林業に携わる方も巻き込んで行っているのか。県の役割になっているのか。

事務局 法律で鳥獣害対策は市町の担当となっているものの、実際は市町のみで行うことは難しく、誰が主体となるか県でも検討している。当県では今年度から「tegos」という民間の一般社団法人を設立し、市町へのサポートや地域の方への指導を行っている。垣根を越えて現場へ対応できる体制を作ることができるよう、試行錯誤しているところ。

委員 生産性向上加算でドローンの使用を挙げる協定が多くなっているが、ドローンの操作は専門業者で行うのか、地元の方がされるのか。

事務局 専門業者に委託をすることもできるが、地域の方がドローン进行操作するための講習を受ける費用としても使用できる。

委員 ドローンは実際に使用されているのか。

事務局 水田では一般にドローンを使用されるよう進めていて、業者に委託を行う場合も、集落単位でドローンを購入し、オペレーターを置く場合もどちらもある。

委員 自動草刈り機が上手く使えないという話も聞くが、どうか。

事務局 傾斜が急な場所や、農道の幅が狭く、目的地へ草刈り機が入らないといった話もあるため、ほ場整備を実施するなどして対応していきたい。

委員 多面的機能支払交付金について、高齢化の進んでいる地域と若い人の多い地域とで、交付金を使用した共同活動の結果に差ができてしまうところもあるのでは。どの地域でも交付額に見合った一定の成果があげられるよう、専門業者へ委託を行うことも考えてはどうか。

事務局 本交付金は地域のコミュニティ維持も目的としており、地域の方が共同活動を行うことが前提である。交付金をすべて委託費として使用する場合は、急傾斜地で専門業者でなければ草刈りできないなど、理由の整理が必要。

委員 交付金の一部を使用し、地域からではなく、実験的に県からまとめて委託はできないか。コミュニティ維持という目的もあり、いきなり制度を変えるのは難しいと思うが、検討してみしてほしい。

委員 長期中干しの部分については、7日中干し延長しても下がらないと言われているが、現実には若干下がるという事例もある。農家が生産性を上げて収益を増やしたいと思っている部分と、環境も大事という部分のバランスについて、県としてプライオリティをどのように考えているか。

事務局 そこが課題だと認識している。面積的には少しずつ増えていると話したが、広島県全体を見てみると、まだまだ点の存在が面の広がりを見せていない。このことは取組がそれぞれの経営体に、高く売れて儲かったとか省力化に繋がったとか、経営にプラスになる部分につながっていないことなどが主な要因だと考えている。この場で明確な答えを持ち合わせていないが、環境に配慮した取組が、全体として無視できない大きな流れである中で、実需者などの川下の動きや考えも見据え、県としてどういう支援ができるかを検討する必要があると考えている。

委員 そう思う。例えば、ハウレンソウで有機と普通、輸入で値段が大きく違ったらどれが消費者に選ばれるか。環境に配慮した商品がブランド化され、十分な対価を得られるようになれば良いが。

事務局 県内の農家で思想をしっかり持って消費者と交流をしながらブランド化につなげて、継続的に取り組んでいる農家の例もある。そういう取組をモデルとして、本県でこういった形で推進できるのか、今後の課題として検討したい。

委員 中山間直接支払の共同取組活動費の繰越について、繰越した分を本当に計画通り機械購入等に使用したか追跡調査は行っているのか。

事務局 毎年、使用された金額については内訳を報告していただいているが、繰越され続けている部分については、対策期間を超えて繰越を行うことも可能なこともあり、使途の実績を把握することは難しい。いつ何に使用する予定かという計画は把握している。

委員 何かあった時のために繰越しておいて、上手く交付金を使いたいという思いは理解できる。ただ、会計検査院から指摘された場合に備えて、説明できるようにしておくべき。後で返還が必要にならないようにしてほしい。

事務局 積立・繰越を行う場合は協定書に使途を記載するようになっているため、必要な場合はそちらを説明することになると思う。

委員 農業の洪水防止、水源かん養、保健休養等機能評価額について、平成13年に行った評価のため、来年度からは物価の変動を考慮した方が良いと思う。

委員 多面的機能払の広域化について、広域化を推進するためには、中心となる担い手の育成が必要と考えるが、どうか。

事務局 事務員の確保や、実際の活動を行う方とは別に事務局を立ち上げることで事務負担軽減につなげ、広域化を進めたいと考えている。

委員 担い手の育成についてはどうか。隣の集落と仲が悪くて広域化できないといった

ことも聞く。

事務局 リーダーシップのある人材の育成は課題だと思っている。土地改良区のような既存の組織を活用し、負担の大きい事務作業を独立して広域化する事例もある。地域の実情に合わせて、様々な方法を検討する必要がある。

委員 土地改良区から広げていく方針か。

事務局 土地改良区を含め、既存の組織を上手く活用して広域化へつなげられるよう働きかけていきたい。

委員 草刈りは地域の方がしないといけないが、事務作業は委託してもよいということか。

事務局 草刈りに関しても委託は可能。また、事務処理についても、当県には多面的機能支払協議会という組織があり、支援を行っている。そういった組織を活用していきたい。また、広域化が既にされている組織に新たに別の組織を吸収して拡大する方法あり、幅広い方法を検討している。

委員 堆肥の施用が増えているという話だが、昨今、鶏ふん堆肥の効果とか資材の高騰なども含めて鶏ふん堆肥が注目されているがどの程度堆肥の施用の増加に関わっているのか。

事務局 この事業に関しては環境保全効果の発揮が狙いであり、堆肥の施用では、有機物Cが土壌中に貯留されることにより大気中の二酸化炭素を削減することを狙っている。このため、窒素に対するカーボンの量が10以上の堆肥を10アールあたり1トン以上施用するという要件があり、鶏ふんは使いづらく、鶏ふんの施用は伸びていない。

2 消費・安全対策交付金について

(1) 消費・安全対策交付金の概要

消費者に安全な食料を安定的に届けるために、生産から供給にいたる各段階において、地域の農林水産業や食品流通等の実態に応じたリスク管理や疾病予防に取り組む事業である。

農畜水産物の安全性の向上については、農薬の適正使用等の総合的な推進、海洋生物毒の監視の推進に取り組んでいる。

伝染性疾病・病虫害発生予防・まん延防止については、家畜衛生の推進、養殖衛生管理体制の整備、発生予察及び侵入調査の強化に資する機器の整備に取り組んでいる。

(2) 家畜衛生の推進

令和5年度当初分については、家畜衛生の推進について、一般型と特別交付型に取り組んだ。

一般型では畜産物の安全性を確保するために、生産段階から衛生管理が必要という観点から、家畜衛生を推進するため、本交付金を利用して、疾病予防・早期発見、疾病発生時の体制整備・飼養管理等について調査、指導を実施している。

目標値の考え方は、消費・安全対策交付金の実施要領に基づき、家畜の伝染性疾病の検出割合の減少率と検査件数の増加率を目標値として設定している。

令和5年度の計画時には、伝染性疾病発生件数は70件、検査件数10,600件を見込み、充実度（目標値）は104.8とした。

事業実施実績の具体的な取組みとしては、(1)BSE検査に係る機器の整備、各疾病の検査精度を確保するための取組（機器校正、精度管理）、(2)家畜伝染性疾病の発生予防のための飼養衛生管理基準の強化指導、(3)家畜伝染性疾病的まん延を防止するための体制整備として、関係機関等への説明会及び防疫演習の開催、(4)畜産物の安全性向上のための動物用医薬品の使用実態調査、(5)家畜伝染病の検査機器の整備（家畜保健衛生所3カ所）を行った。

成果は、疾病発生件数は51件、検査件数は8,380件で、指標となる充実度は89.2と目標値をやや下回った。これは、令和4年度に連続発生した高病原性鳥インフルエンザの発生予防対策を令和5年度に優先的に行ったため、通常検査件数が減少したことによるものであるが、計画の約9割の検査を実施しながら必要な業務を行った。

事業費は22,121,949円、うち交付金相当額は10,624,999円であった。

特別交付型は、国内における豚熱及び近隣諸国におけるアフリカ豚熱の発生が継続して確認されていることから、これらの疾病への対策が必要ということで、国が緊急的に予算化した交付金である。

事業実施実績については、当該疾病の発生予防のため、広島空港国内線出口へ靴底消毒マットを設置により、本県へ侵入防止を図った。野生動物の対策強化としては、野生いのししの豚熱検査の実施により市町別の感染状況を把握した。現在、広島県は4市町を除く地域で野生いのししの豚熱陽性事例が確認されているため、養豚農家の感染防止対策として一般型の(2)の飼養衛生管理基準の強化指導（防護柵の設置、衛生管理状況の点検及びワクチンの適正接種等）を行っている。

成果は、養豚場で豚熱及びアフリカ豚熱を発生させないという目標に対し、当該疾病の発生は確認されなかったということで目標を達成したと整理した。

事業費は2,384,594円、うち交付金相当額は2,079,785円であった。

(3) 農薬の適正使用等の総合的な推進、重要病害虫の特別防除等

近年は、地球温暖化の影響等で様々な病害虫が海外から侵入したり、国内産地において特定の病害虫が大量発生することがあり、これらの病害虫から農家や農作物を守るためには、農薬の散布が欠かせない。一方、食の安全・安心を確保する上で、農薬の使用などへの消費者の関心は非常に高いことから、農薬の販売業者や使用者が、法令に基づいて、適正な販売や使用を行うよう、行政機関として徹底する必要がある。

このため、県としては、毎年度、研修会や講習会を開催し、啓発活動に努めるとともに、立入検査を行うなど、監視活動や指導を行っている。

昨年度の実績のうち、啓発活動については、事業実施実績の記載のとおり、農薬の販売業者や使用者、JA等指導的立場の方を対象とした危害防止講習会等の研修会を農薬の使用頻度が高くなる6月からの運動月間に、計5回(5日)ほど開催し、400名以上が出席した。東広島、三次、福山、呉、広島市と会場を細かく設け、県内の多くの方が出席できるよう配慮して開催しており、当初の目的は達成できたものと考えている。

また、各地域や産地での栽培研修会などの機会を活用した啓発活動は、当初の計画を大きく上回る99回の開催となった。こうした取組を重ねて、県全体で延2,000名の方々を対象に農薬危害防止の啓発を行う計画としており、昨年度はおおむね2,000名の参加者数となった。

次に、監視活動については、農薬の取扱量が比較的多い事業者の中から、昨年度は、農薬販売者ではホームセンターやJAの販売店など19店舗、農薬使用者では集落型農業生産法人やゴルフ場などの中から11件を抽出し、合わせて30件に対して、立入検査を実施した。県では、権限移譲した17市町分を除いた6市町で検査を実施した対象のうち、不適切な販売や使用の発生割合が7.5%以下となるよう目標を設定し、昨年度の結果では0%となり達成した。県としては、この結果を踏まえつつ、今後も継続して、農薬の適正販売、安全使用の推進に向けて、法令遵守を行うよう啓発・指導に取り組んでいきたいと考えている。

続いて、「発生予察及び侵入調査の強化に資する機器の整備」について、説明する。

この取組は、昨年度から植物防疫法の一部改正による侵入調査事業の実施、指定有害動植物の見直しによる発生予察事業の調査対象の追加などがあり、本県においてこれらの業務を効果的及び効率的に実施することを目的としたものである。

配布した別紙資料のベトナム製の新型予察灯を導入し、昨年度から検証している。この

予察灯のA Iカメラで集めた虫を判別し、専用アプリへ画像とデータを自動送信することができる。精度については、A Iの学習不足により現在は半分も正しく判別できていないが、今後A Iが学習していくことで精度が上がっていくのではないかと考え、今年度も検証は引き続き行っている。

(4) 海洋生物毒等の監視の推進、養殖衛生管理体制の整備

海洋生物毒等の監視の推進について、県内で養殖・漁獲されているカキ・アサリ・ムラサキイガイの食品としての安全性確保を図るため、貝毒検査及びノロウイルスの検査を実施した。

令和5年度の検査は、主にカキ16地点、アサリ6地点、ムラサキイガイ1地点の計23地点を対象として実施した。検査回数は年11回で、その内訳は、麻痺性貝毒の検査が10回、下痢性貝毒の検査が1回であった。実績値は196回となっており、目標値を207回としていたため、達成度は95%となったが、規制値を超えて毒化したものは確認されなかった。

目標値を下回った理由は、資源量低下や出荷時期外で検体の用意ができない等の理由により欠測が生じたためであった。貝毒発生監視調査の実施により、的確に毒化状況を把握し、毒化した貝類の流通及び健康被害の発生を未然に防止することができた。

また、ノロウイルスについては、カキを対象として15地点で実施した。検査回数は年8回であった。実績値は116回で、目標値を120回としていたため、達成度は97%となった。目標値を下回った理由は、出荷時期外で検体の用意ができなかったためであった。県の生かきの取扱いに関する指導要領で対応が定められており、陽性だった場合は、加熱調理用として出荷するよう指導している。

当事業の事業費（貝毒分）は1,036,644円、交付金相当額は51万8,322円であった。

養殖衛生管理体制の整備について、県内では海面でマダイ、ヒラメ、ノリなどが、内水面では放流用のアユ種苗や、マス類、観賞魚であるニシキゴイなどが養殖されており、養殖魚の安全性を確保するため、養殖業者に対して水産用医薬品の適正使用の指導を実施した。

事業実績について、対象経営体数108に対して、指導を行った経営体数は、指導会議によるものが23、巡回指導によるものが48、「水産用医薬品」の冊子を郵送する方法などのその他による指導が101となった。よって、養殖衛生管理指導を実施した経営体数は101となり、目標値の100/108(92.6%)を上回ったため、目標を達成した。

事業費は40万円でうち交付金相当額は事業費の1/2の20万円であった。

質 疑

委 員 交付金は、国から県に出ているという理解でよいか。

事務局 そのとおり。

委 員 予算規模からみると、家畜衛生の推進の事業が一番金額が大きく影響が大きいと理解している。高病原性鳥インフルエンザが発生した場合、県の職員の方々も総動員され、本当に大変だとテレビ等でいつも拝見している。

鳥インフルエンザは発生すると全て殺処分して埋却するという大変な事後処理が発生するため、発生を予防することが非常に大事だと思うが、予防対策としては強化指導、教育が中心になっている。養鶏業者に対し、ウイルスを持ち込ませないための設備的な補助等の検討はしていないのか。

事務局 鳥インフルエンザの原因は野鳥（渡り鳥）であるが、野鳥の飛来を防ぐことは困難。常にウイルスが農場の近くに存在すると念頭に置いて対策を行うべき。

令和4年度に発生した農場の多くは密閉された鶏舎であったが、国の疫学調査において、発生要因のひとつとして、塵埃等に付着したウイルスが空気を入れる入気口から侵入した可能性が指摘された。

広島県では、交付金とは別に県の補正予算を組み、入気口等の点検及びフィルター設置等の事業を行った（ハード対策）。

また、農場の衛生管理区域は衛生的であるというイメージであったが、野鳥は空から糞を落とすため汚染される可能性がある。鶏舎にウイルスを持ち込まないことが重要であるため、従業員一人一人が衛生管理基準の基本行動の目的を知り、各自が相互チェックできるようにするため、7ヶ国語の研修資料を作成した（ソフト対策）。

ウイルスの侵入防止のため、ハード対策とソフト対策を同時に行った。

委 員 ハード対策は別の事業で行ったということか。

事務局 今回は単県事業で行った。

委 員 鳥インフルエンザ発生時の対応は厳しいものがあるだろう。

事務局 令和5年度の発生時には防疫作業の動員体制を大きく変更し、民間業者にも協力いただいた。

委 員 議論をかきまわすようだが、最近アニマルウェルフェアという考え方があり、鶏をケージで飼養するのは悪いイメージがある。地面を自由に走り回れる飼い方でな

ければ、欧米の高級ホテルでは扱ってくれないということもある。放し飼いのような飼い方ではインフルエンザ対策とのバランスが難しいが、検討はしているか。

事務局 開放型の鶏舎に関しては、防鳥ネットや金網の設置等のハード対策や、別の事業で、アニマルウェルフェアに配慮した養鶏施設の整備も行っている。具体的には、一羽当たりの飼養面積を広くしたり、ケージ内ではなく巣箱で産卵できる施設を整備したりしている。屋外で飼養する場合は、上から野鳥の糞が落ちてくるの防止するため屋根の設置は必要。

放し飼い飼養の事例としては、渡り鳥が飛来する10月～翌年5月の期間、特に11月～翌年1月の重点対策期間は、外に出さずに鶏舎の中で飼う農場や、春に鶏を仕入れて冬季前には鶏を肉として出荷する農場があり、様々な努力をされている。

委員 農薬の適正使用について適正かどうかの明確な指標があるのか。

事務局 立入検査の際に検査項目として、例えば、販売店であれば農薬でないものを農薬として販売していないか、帳簿を確認して在庫とあっているかどうか検査をし、是正している。数値的な指標としては、年間の立入検査数である。

委員 適正使用であるので使用者であればどうか。

事務局 農薬の在庫管理の帳簿と使用量があっているか確認する。

委員 残留農薬に関することは違うということか。

事務局 そのとおり。

委員 海洋生物毒に関しては、小売店での検査はしているのか。それとも基本は生産者に対する検査か。

事務局 貝毒もノロウイルスの検査も生産段階の検査で、海域から水揚げしたカキをサンプリングしている。本事業とは別で、衛生部局が店舗での収去検査を行っている。

3 強い農業づくり総合支援交付金について

(1) 強い農業づくり総合支援交付金の概要

この事業は、1の「ねらい」にあるとおり、産地の収益力強化と持続的な発展及び食品流通の合理化のため、強い農業づくりに必要な産地基幹施設、卸売市場施設の整備等を支援する。

事業内容としては、中段の3の「事業イメージ」にあるとおり、産地競争力の強化に向けた「産地基幹施設等支援タイプ」、また、食品流通の合理化に向けた「卸売市場等支援タイプ」などがあり、昨年度は、広島市中央卸売市場の整備を目的として、「卸売市場等

支援タイプ」の活用について、販売・連携推進課から説明を行った。

令和6年度は、「産地基幹施設等支援タイプ」を活用する事業が1件あり、このタイプでは、農業用の産地基幹施設を対象として、補助率が2分の1以内、上限額が20億円となっている。

(2) 事業実施一覧

今回、この事業を活用して設置する施設は、乾燥調製施設。建屋をはじめとし、内部には乾燥機や粃のタンク、粃摺選別機、運搬用のフォークリフトなど一式が含まれる。

この施設を導入する「事業実施主体」は、農事組合法人重兼農場で、東広島市の高屋地区を中心に農地を集積して、水稻の生産活動を行っている法人。構成する生産者は5名。

施設の導入に係る全体事業費は、184,014千円を見込んでおり、このうち交付金として83,642千円を活用することとしている。

なお、補助率が2分の1になっていないのは、進入路など補助対象外となる附帯施設の工事費が全体事業費に含まれていることによるもの。

(3) 事業実施一覧、スケジュール (想定)

事業実施主体である農事組合法人重兼農場は、令和4年度現在、酒米9.4ha、飼料用米9.6ha、主食用米0.7ha、合わせて約20haの面積で水稻の作付けを行っている。

しかしながら、東広島市においても、農家の高齢化等により担い手不足が深刻になっており、このような意欲的な生産法人に対して、農地の管理や耕作をお願いしたいと、年々、依頼が舞い込んでいる状況にある。

ただ、重兼農場では、刈り取った粃を処理するための既存のライスセンター(RC)のキャパが限界に近付いている上に、周辺の同類の集落法人においても、人手不足や施設の老朽化などにより、集積した農地の耕作が困難になっており、酒米などの産地としての衰退が生じかねないという課題が生じてきていた。

このため、周辺農家からの依頼へ応えるだけでなく、同類の集落法人の分もまとめて面倒を見ることとして、ライスセンターの処理機能を大幅に向上させるとともに、酒どころとしての酒米の産地を維持すること、また、面積拡大に伴ってコスト削減や品種の切り替えなどにより、生産性の効率化を図ることとした。

重兼農場の強みは、「密播疎植」という技術を活用できる田植機やノウハウを持っていること。これは、通常よりも過密に苗箱を育苗し、その苗箱から独特の爪で田植えをすれば、育苗箱数の削減につながり、ひいては作業時間の削減に繋がる。

この技術を最大限に活用し、現在の約20haから令和8年度には約70haまで規模拡大しつつ、効率的に田植えを行っていく目標を立てている。

また、拡大する面積に植栽する米の種類としては、酒米の産地の維持を目的として、酒米の面積を維持しつつ、現在、海外情勢や円安などの影響で需要が高まっている飼料用米の作付面積の割合を大幅に拡充し、県内の耕畜連携による畜産農家の負担減へ繋げていくことも目標に掲げているところ。

具体的な産地目標の数値は、密播育苗の導入割合を約40%から約60%に引き上げること、また、作付面積のうち飼料用米が占める割合を48.8%から64%に引き上げることとしている。

質 疑

委 員 重兼農場の場所は東広島はどこか？

事務局 東広島の高屋地区。高屋だけでなく、周辺の地区も含めて広くカバーをしている。

委 員 受益戸数が5人と書いてあるが、これは20haから70haに増やしてこの戸数ということか。

事務局 従業員数が5人で、法人の地権者はかなりたくさんおられ、農地を預かっている。

委 員 20haから70haということは、相当広がってくる。広域化の良い事例。

委 員 実際問題としては、いろんな農家が、うちの土地お願いしますと言っても、条件を見ながら、選んでいかざるをえないというのが実態。条件が悪いところは、条件が悪いままこの種の農事組合法人さんでも受け入れてもらえない、そういう農家さんもでてきているのか。

事務局 はい。

委 員 5人が引き受けもしながら、作業受託も同時にやっているのか。

事務局 はい。労力分散の考え方で、米作りは忙しいときは忙しいが、忙しくない時もあり、そのときに他の業務を受けながらなるべく平準化する。

委 員 ここも本来であれば、酒米産地の維持っていうところある一方で、飼料用米の国の補助金がでますよね。

事務局 はい。酒米についても飼料用米についても補助金がでます。

4 産地生産基盤パワーアップ事業について

(1) 産地生産基盤パワーアップ事業の概要

地域の営農戦略として定めた「産地パワーアップ計画」に基づいて、意欲のある農業者が高収益作物や栽培体系へ転換を図ることに対して総合的に支援するもの。

この「産地パワーアップ計画」には、生産・出荷コストの10%以上の低減、もしくは販売額の10%以上の向上という目標が掲げられ、この目標達成に向けて、産地を挙げて収益力向上に一体的かつ計画的に取り組むこととしており、生産体制の強化や集出荷機能の改善に向けたソフト・ハードの取組へ支援することとしている。

具体的な支援内容は、3の「支援内容」のとおりで、整備事業では、乾燥調製施設や低コスト耐候性ハウス等の施設整備を、基金事業では、農業機械のリース導入や雨よけハウス等の導入に取り組むことができ、令和6年度では、整備事業が1件、基金事業が2件の計3件。

(2) 事業実施地区一覧

整備事業は、全農ひろしまの米穀部がある東広島市の施設に、農産物処理加工施設として精米機とその附帯施設一式を導入する。

これは、昨年度、高温耐性の効果がある酒米の新品種「萌えいぶき」が県の新たな奨励品種となり、酒造組合から「萌えいぶき」の生産・発注の引き合いが高まっているため、酒米の産地である三次市をはじめとする4市において、酒米の生産向上を図るとともに、増産した酒米の精米処理に対応するため、当該施設の導入を図るもの。総事業費は、64,350千円。

次に、基金事業の2件について。北広島町の大朝地域や千代田地域は、ミニトマトやほうれんそう、きゅうり、チンゲンサイなどの産地として、広島市を中心とした消費地へ新鮮な農作物を出荷しており、若い担い手も産地内へ入植して成長するなど、県内でも伸び盛りの産地の一つとなっている。

また、昨年度にはJAひろしまが千代田地区に新しい選果場を設置するなど、出荷体制の向上にも取り組んでいるところ。

このような施設等を有効に活用し、産地の活性化を図る一環として、今回、JAひろしまがパイプハウス14棟を整備して、意欲のある担い手へリースすることとしたもの。総事業費は、40,702千円。

最後に、江田島市の事業は、これは旧沖美町のカンキツ園地において、農地を集積、再整備して、約5haのレモン団地を造成することとしている。

この造成事業自体は、地元の江田島市が公共事業を活用して行うが、造成する農地へ入植するのは、取組主体に記載の「(株) 鈴生」という静岡県の農業法人で、園地が南向きで海風が強いことから、今回、当該事業を活用して防風ネットを整備しようというもの。

県外企業の参入については、県の主体的な取組の一環ではあるが、江田島市をカンキツ産地として復興させるためにも、欠かせない取組だと認識している。総事業費は、5,597千円。

質 疑

委 員 鈴生は県外会社だが、県外会社を支援する理由はなにか。

事務局 県内外にかかわらず、産地が衰退するのを何とか食い止めて、持続的な産地にするということで地元も含めて歓迎している。また、県外企業が、広島県内に農業参入して若い人が定着するという事例も出てきている。

委 員 支援対象者は、地域産業再生協議会等が作成する産地パワーアップ計画に位置付けられている人となると、新規就農者はむずかしいのではないか。

事務局 北広島町でパイプハウスを導入する事業は、町の研修事業終了後に就農する者のハウスを建てる取組であり、特に新規就農者が難しいというのではない。

委 員 どういう取組が事業採択されるというラインはあるのか。

事務局 まず計画がポイント制で、当然国全体の予算は上限があるので、全国から計画書が出たときに、ポイントの高い順に採択されていく。